

魚津市告示第86号

魚津市広告掲載要綱の一部改正について
魚津市広告掲載要綱（平成19年魚津市告示第17号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月29日

魚津市長 村椿 晃

第6条中「、その他必要書類」を「その他必要書類」に改める。

第8条第6項中「、ホームページへの広告」を「及びホームページへの広告」に改める。

第12条第1号中「版下原稿又は広告物を提出又は設置しないとき」を「版下原稿を提出しないとき又は広告物を設置しないとき」に改める。

第13条第1項中「又は削除等」を「、削除等」に改め、同項第1号中「、ホームページへの広告」を「及びホームページへの広告」に改め、同項第2号中「又は削除等」を「、削除等」に改め、同項第3号中「又は解散等」を「、解散等」に改め、同条第2項中「又は削除等」を「、削除等」に改める。

第15条第2項中「企画総務部長」を「総務部長」に、「、教育委員会次長」を「及び教育委員会次長」に改める。

様式第1号中「㊟」及び「（平成19年魚津市告示第17号）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際、旧様式による用紙で現に残存するものは、当分の間所要の調整をして使用することができる。